

環境技術実証モデル事業 非金属元素排水処理分野
「ほう素等排水処理技術実証委員会」運営要領（案）

平成 18 年 8 月 9 日

第 1 総則

1 目的

既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない非金属元素排水処理技術（ほう素等排水処理技術）において、実証機関である環境省が行う実証試験の対象となる技術の選定、実証試験計画策定及び実証試験結果報告書の作成等の事務に対して、専門的知見に基づき検討・助言を行うことにより、非金属元素排水処理技術（ほう素等排水処理技術）の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的とする。

2 定義

- 実証対象技術 : 実証試験の対象となる、ほう素・ふっ素の除去手法を指す。実証対象技術は、温泉旅館排水、めっき工場排水を対象とした技術であり、明確な科学的根拠を持つものでなければならない。
- 実証対象機器 : 実証対象技術を機器・装置として具現化したもののうち、実証試験で実際に使用するものを指す。
- ほう素等 : ほう素・ふっ素等の非金属元素を指す。
(ただし本実証試験ではほう素・ふっ素を目的として試験を行う。)
- 実証項目 : 実証対象機器の性能を測るための項目を指す。
- 実証機関 : 実証対象機器の実証試験を実施する機関を指す。
- 実証試験場所 : 実証対象機器が設置され、実証試験が実施される場所を指す。
- 実証申請者 : 技術実証を受けることを希望するものを指す。申請した技術が実証対象として選定された後、実証申請者を環境技術開発者と呼ぶ。
- 環境技術開発者 : 実証対象技術の保有者を指す、申請した技術が実証対象として選定される前までは、実証申請者と呼ぶ。
- 実証試験要領 : 実証試験に関する実施体制、試験方法等について環境省が定めた要領を指す。
- 技術実証に係わる申請及び実施に関する要領 : 技術実証について、実証試験要領に基づいて実施する環境省の運用方法を定めた要領を指す。

第 2 実証対象技術の選定

1 実証対象技術

旅館等からの温泉排水や、めっき・金属加工業等からのめっき排水中に含まれるほう素・ふっ素を、イオン吸着、凝集沈殿等の方法により適切に処理する低コスト・コンパクトであり、メンテナンスが容易で、商業的に利用可能な技術（装置等）のことを指す。

2 実証対象技術の申請及び選定

実証機関は、募集期間内（平成 18 年 7 月 7 日～平成 18 年 7 月 28 日）に申請された実証申請内容について、実証試験要領に定めた形式的要件、実証可能性、環境保全効果を検討し、技術実証委員会に実証試験の対象とする技術（実証対象機器）等を提案する。

技術実証委員会は実証機関から提案された実証対象機器等について専門的立場から助言を行う。

実証機関は技術実証委員会の助言を踏まえ、総合的に判断した上で実証対象機器を選定し、環境省の承認を得る。

第3 実証試験

1 実証試験計画の策定

実証機関は実証試験の実施に当たって、実証試験要領に定められた実証項目（水質実証項目、環境負荷実証項目、運転及び維持管理実証項目）について実証試験計画案を立て、環境技術開発者に対して実証試験計画案を通知し、環境技術開発者からその内容について承認を得る。

実証機関は実証試験計画案を技術実証委員会に提案する。

技術実証委員会は実証機関から提案された実証試験計画案について専門的立場から助言を行う。

実証機関は技術実証委員会の助言を踏まえ、実証試験計画を策定する。

2 実証試験

実証機関は実証試験計画に基づき、実証試験要領に定められた実証試験を行う。また、実証試験において一定の精度を確保するために、分析精度の管理を行う。

第4 実証試験結果報告書

実証機関が実証試験結果報告書の原案を策定し、技術実証委員会に提案する。

技術実証委員会は実証機関から提案された実証試験結果報告書について専門的立場から助言を行う。

実証機関は技術実証委員会の助言を踏まえ、実証試験結果報告書を取りまとめ、環境に実証試験結果報告書として報告する。

第5 その他

- 1 技術実証に係る申請及び実施に関するその他の事項は「技術実証に係る申請及び実施に関する要領」による。
- 2 この要領は、技術実証委員会での承認のもと、逐次、改訂することができるものとする。